

八潮市乳児等支援給付認定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「施行令」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、乳児等支援給付認定について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法、施行令及び施行規則において使用する用語の例による。

(乳児等支援給付認定の申請等)

第3条 支給対象小学校就学前子どもの保護者は、法第30条の15第1項の規定により、乳児等のための支援給付を受けようとするときは、乳児等支援給付認定（こども誰でも通園制度）申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る審査を行い、乳児等支援給付認定を行ったときは、当該乳児等支援給付認定に係る保護者（以下「乳児等支援給付認定保護者」という。）に対し、乳児等支援給付認定証（こども誰でも通園制度認定証）（様式第2号）（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

3 市長は、申請を受けた日から30日以内に、当該申請に対する処分をするものとする。ただし、市長は、申請が集中する時期における申請であることその他の特別な理由がある場合は、申請書を提出した保護者にその旨及び当該処分になお要する期間を示すことにより、当該処分に要する期間を延長することができる。

(乳児等支援給付認定の変更)

第4条 乳児等支援給付認定保護者は、法第30条の17の規定により、認定証に記載されている事項を変更しようとするときは、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届（様式第3号）に前条第2項の規定により交付した認定証を添付して、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、必要事項を変更の上

、認定証を交付するものとする。

（乳児等支援給付認定の消滅）

第5条 市長は、乳児等支援給付認定保護者から乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定消滅届出書（様式第4号）による届出があったときは、その内容を確認し消滅の手続きを行うものとする。

（乳児等支援給付認定の取消し）

第6条 市長は、法第30条の18の規定により、乳児等支援給付認定の取消しを行ったときは、乳児等支援給付認定保護者に対し、乳児等支援給付認定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（乳児等支援支給認定証の再交付）

第7条 乳児等支援給付認定保護者は、認定証の再交付をしようとするときは、乳児等支援支給認定証再交付申請書（様式第6号）により申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、第3条第2項に規定する認定証を交付するものとする。

（こども誰でも通園制度総合支援システムによる手続）

第8条 乳児等支援給付認定に関する手続は、この規則で定める様式のほか、こども家庭庁が運用するこども誰でも通園制度総合支援システムにより行うことができる。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 乳児等支援給付認定に関し必要な手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

年 月 日

様

八潮市長

乳児等支援支給認定証(こども誰でも通園制度認定証)

先に申請のありました乳児等支援給付認定について、下記のとおり認定しました。

記

乳児等支援支給認定証番号	
児童氏名	
児童生年月日・性別	年 月 日
保護者住所	
保護者氏名	
保護者生年月日	年 月 日
認定の有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日 なお、保育所や認定こども園等に入所した場合は、上記期間内であっても認定が取り消されます。 また、保護者の方が市町村外に転出した場合は、認定が取り消されます。
交付年月日	年 月 日

障がい児加算	
医療的ケア児加算	
要支援家庭のこども加算	
負担軽減加算	
負担軽減加算適用開始日	年 月 日

1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、八潮市長に審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、八潮市を被告として(訴訟において八潮市を代表する者は、八潮市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過する処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

（宛先）八潮市長

届出者氏名

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届

次のとおり、乳児等支援給付認定の変更について届出します。

※変更後の内容で記入してください。

フリガナ		ログインID（メールアドレス）	
保護者名		生年月日	年 月 日生
		住所	
		電話番号	

フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			

以下に、変更箇所と内容を記載します。（□に✓を入れてください。）

変更箇所	☐ 氏 ☐ 住所 ☐ 電話番号 ☐ その他
------	---

変更内容	☐ 変更前の氏	
	☐ 変更前の住所	
	☐ 変更前の電話番号	
	☐ その他変更事項	

変更理由	☐ 婚姻等 ☐ 引越し ☐ その他（ ）
------	--

年 月 日

(宛先)八潮市長

届出者氏名

乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)認定消滅届出書

次のとおり、乳児等支援給付に係る認定の消滅について届出します。

フリガナ		ログインID(メールアドレス)	
保護者名		生年月日	年 月 日生
		住所	
		電話番号	

フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			

消滅理由	☐ 引越し【異動日 年 月 日】※転出証明書の異動日と同じ日付を記載してください。
	【転出先市町村名 都道府県 市町村 】
	☐ 入所・入園等
	☐ その他()

乳児等支援給付認定取消通知書

八潮市長

乳児等支援給付に係る認定について、子ども・子育て支援法第 30 条の 18 の規定に基づき、次のとおり取り消しましたので、通知します。

乳児等支援支給認定証番号	
児童氏名	
児童生年月日	
保護者氏名	
取消年月日	
理由	

※ 支給認定証を返還していない場合は、この通知を受けた日の翌日から 30 日以内に八潮市に返還してください。

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、八潮市長に審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、八潮市を被告として（訴訟において八潮市を代表する者は、八潮市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過する処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取消の訴えを提起することができます。

様式第 6 号（第 7 条関係）

乳児等支援支給認定証再交付申請書

申請日： 年 月 日

（宛先） 八潮市長

次のとおり、乳児等支援支給認定証の再交付を申請します。

1 保護者（乳児等支援給付認定保護者）

氏名	(フリガナ)	ログイン ID（メールアドレス）	
電話番号		生年月日	年 月 日生
住所			

2 子ども（支給認定証の再交付を希望する乳児等支援給付認定子ども）

1	氏名	(フリガナ)	性別	生年月日	保護者との続柄
2	氏名	(フリガナ)	性別	生年月日	保護者との続柄
3	氏名	(フリガナ)	性別	生年月日	保護者との続柄

3 申請理由（いずれかにチェックを入れてください）

☐ 破損	☐ 汚損	☐ 紛失	☐ その他（ ）
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	---------------------------------

※ 1 支給認定証を破り、又は汚した場合の申請については、その支給認定証を添付してください。

※ 2 支給認定証の再交付を受けた後、失った支給認定証を発見したときは、速やかに八潮市に返還してください。